

兵庫県耐震改修促進計画の概要

計画の概要

1 趣旨

本県では、平成 18 年度に策定した「兵庫県耐震改修促進計画（計画期間：平成 18 年度～27 年度）」により、住宅と建築物の耐震化率の目標を定めて、耐震改修を促進させるための施策を総合的に進めてきた。

南海トラフ地震等の発生切迫性が指摘されている中、引き続き住宅と建築物の耐震化を計画的に進める必要があることから、これまでの施策の点検を行うとともに、新たな目標や施策を設定し、計画を改定する。

2 計画の位置づけ

- ・建築物の耐震改修の促進に関する法律第 5 条に基づく「都道府県耐震改修促進計画」
- ・市町は、本計画に基づき「市町耐震改修促進計画」を策定

3 計画期間

平成 28 年度～37 年度までの 10 年間

耐震化の目標

1 住宅の耐震化の目標

耐震化率の目標を 97%/H37 とするとともに、意識啓発活動に関する目標を新たに設定する。

(1) 耐震化率の目標

	現況 (H25)	目標 (H37)
住宅総数	236.8 万戸	236.6 万戸
耐震性なし	34.6 万戸	7.1 万戸
耐震化率	85.4%	97%

(2) 意識啓発活動の目標

耐震性のない住宅 34.6 万戸全てに対して「草の根意識啓発」を行う。

2 多数利用建築物の耐震化の目標

耐震化率の目標を住宅と同じく 97%/H37 とする。

(1) 耐震化率の目標

	現況 (H27)	目標 (H37)
建築物総数	25,797 棟	29,300 棟
耐震性なし	3,466 棟	900 棟
耐震化率	86.6%	97%

※多数利用建築物
(用途)学校、体育館、病院、劇場、ホテル、旅館、
物販店、飲食店、福祉施設等
(規模)一部の用途を除き 3 階以上かつ 1,000 m²以上

住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 住宅

(1) 課題

【事業者の力が十分活用されていない】

県民アンケートでは、課題として工事業者や工事費の妥当性に関する情報不足が明らかとなっており、事業者への信頼感の付与、実績の公表など、事業者の力をうまく活用する仕組みが必要

【市町の力が十分活用されていない】

都市部における密集市街地や高経年マンション、地方部における大規模な農家住宅への対策等、地域毎の課題へ対応するため、住民に身近な市町による一層の取り組みが必要

(2) 施策 ～草の根意識啓発の徹底～

草の根意識啓発の中心となる市町や事業者を支援する仕組みを整備

①これまでの施策の着実な推進

- 簡易耐震診断の推進
- ひょうご住まいの耐震化促進事業の推進
 - ・全体を耐震化する耐震改修工事費、建替工事費等へ補助
 - ・低コストな部分型改修工事費や防災ベッド等設置費へ補助

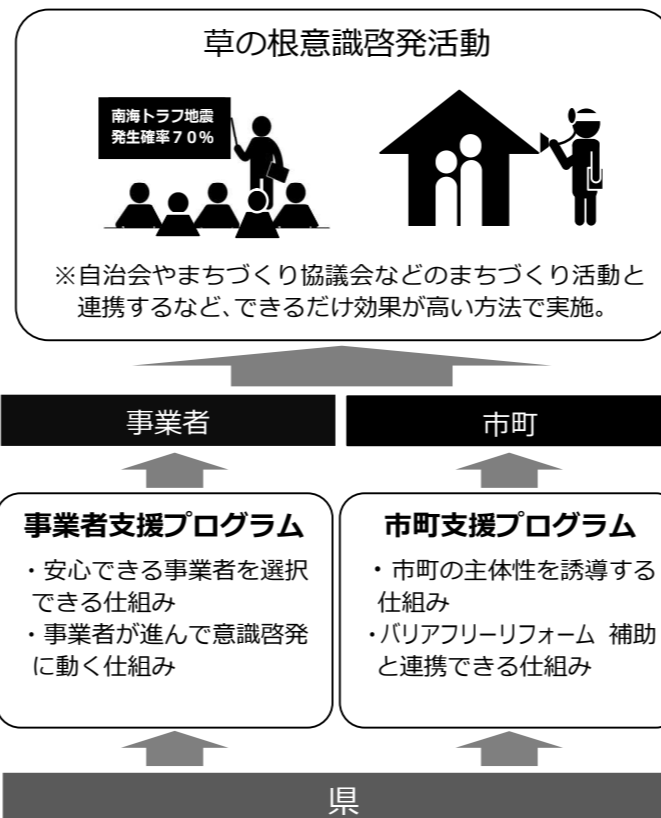
②新たな施策の実施

【事業者支援プログラムの実施】

- 安心できる事業者を選択できる仕組みの構築
 - ・施工業者の登録制度の創設と工事実績等の公開
- 事業者が進んで意識啓発に動く仕組みの構築
 - ・簡易耐震診断員等による営業の解禁
 - ・補助制度の定額化等手続の簡略化

【市町支援プログラムの実施】

- 市町の主体性を誘導する仕組みの構築
 - ・地域毎の課題へ対応するため、耐震化助成制度の完全市町事業化や、市町が行う意識啓発活動へ支援
- バリアフリーリフォーム補助と連携できる仕組みの構築
 - ・人生 80 年いきいき住宅助成事業利用者への簡易耐震診断の義務付け



2 多数利用建築物

(1) 課題

【中・小規模の多数利用建築物への支援が不足】

耐震診断が義務付けられた大規模多数利用建築物等への補助制度は整備されているものの、義務付け規模未満の多数利用建築物への補助メニューが不足

(2) 施策 ～民間建築物への耐震化支援拡充～

中・小規模多数利用建築物への補助制度を拡充し、併せて多数利用建築物への融資制度を拡充

①これまでの施策の着実な推進

- 公共建築物の耐震化
- 大規模多数利用建築物の補強設計・改修工事費等への補助

②新たな施策の実施

- 避難所となる中規模多数利用建築物の補強設計・改修工事費、小規模多数利用建築物の耐震診断費への補助制度を創設
- 多数利用建築物の改修工事等の融資制度を拡充

3 その他

- 防災拠点建築物・地震発生時に通行を確保すべき道路の指定
- エレベーターやつり天井への対策等地震時の建築物の総合的な安全対策の実施
- 被災建築物応急危険度判定体制の整備
- 兵庫県住宅再建共済制度の加入促進